

飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

飯塚市議会委員会条例(平成18年飯塚市条例第228号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、<u>閉会中において繰上補充又は補欠選挙により議員となった者の委員の選任は</u>、議長が指名することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(委員の選任)</p> <p>第8条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮って指名する。ただし、<u>閉会中においては</u>、議長が指名することができる。</p> <p>2～4 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。